

処 分 基 準 整 理 票

処分名	措置の解除	
根拠法令名	老人福祉法	(条項) 10条、11条
基準法令名	老人福祉法	(条項) 10条、11条
所管部署	健康保険部 健康長寿課 高齢福祉係	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【老人ホームへの入所措置等の指針について】</p> <p>・掲載図書等【平成18年3月31日 老発第0331028号 厚生労働省老健局長通知】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>措置の廃止</p> <p>老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。</p> <p>(1) 措置の基準に適合しなくなった場合</p> <p>(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3ヶ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3ヶ月を超えるにいたった場合</p> <p>(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合</p> <p>(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合</p>		

(参考)

根拠法令：老人福祉法

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。